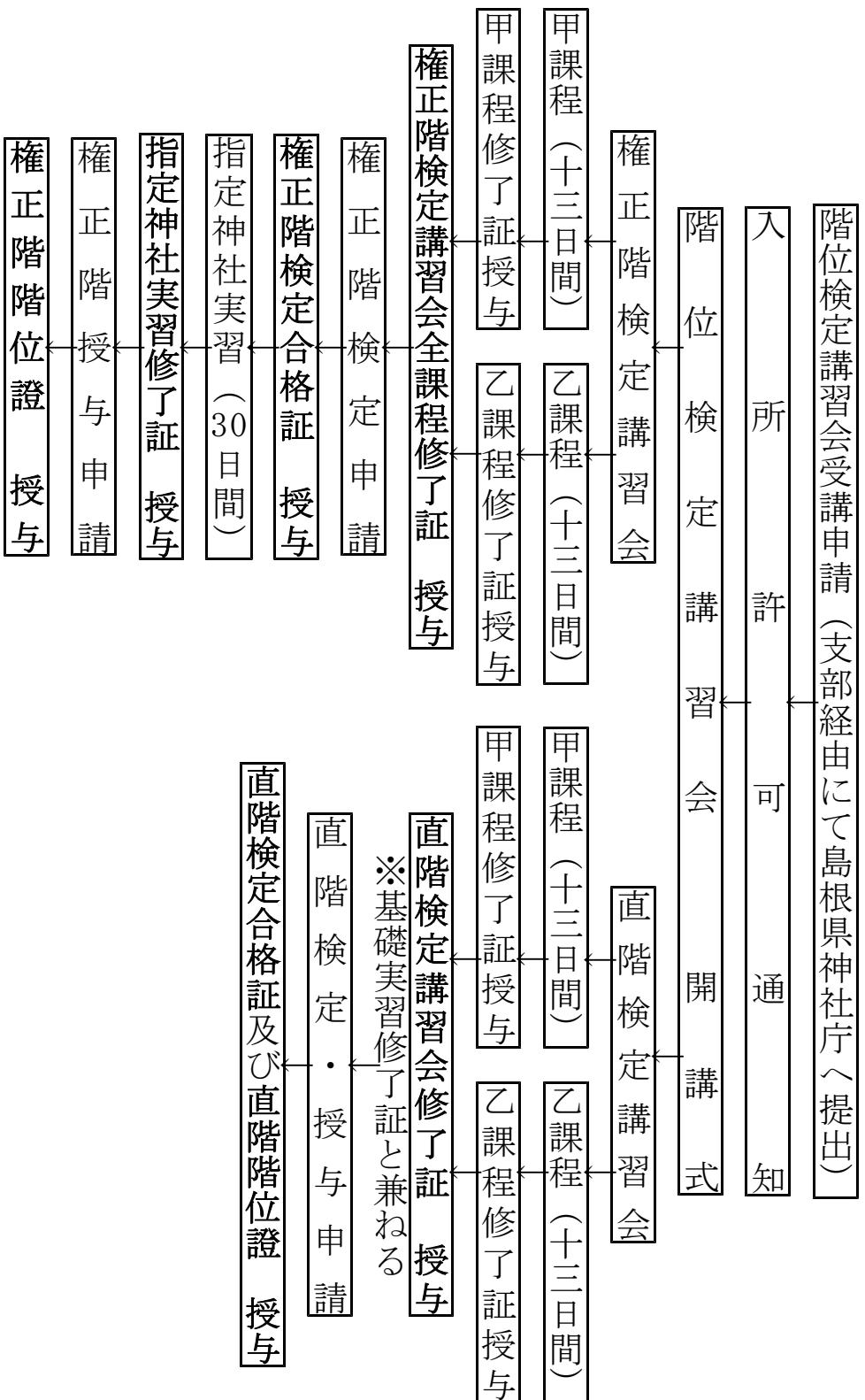


神職養成階位検定講習会 案内書

島根県神社庁

〒六九九・〇七〇一
島根県出雲市大社町杵築東二八六番地
FAXTEL
〇八五三・五三・二一四九
〇八五三・五三・二五八二

『神職養成講習会』受講から『階位』取得まで



階位検定講習会 開閉講式次第

《初日》※神社庁集合後

開講奉告祭 於・神社庁神殿

開講式 於・神社庁神殿(大会議室)

一、開会の辞

一、国歌斉唱

一、敬神生活の綱領唱和

一、主催者挨拶

一、閉会の辞

※引き続き、オリエンテーション

《最終日》※全科目終了後

閉講奉告祭 於・神社庁神殿

閉講式 於・神社庁神殿(大会議室)

一、開会の辞

一、国歌斉唱

一、敬神生活の綱領唱和

一、修了證授与

一、主催者挨拶

一、受講生答辞

一、閉会の辞

解散

一、開講目的

本講習会は、神社本庁が定める『階位検定講習会』に該当し、その開催目的は、「神職の子弟その他神職を志す者に、短期集約教育をもって、神職に関する基礎知識と必要な技能を教授し、神職としての信仰を深めると共に品性の陶冶を図るため訓育を行い、もって階位を与えるに足る人材を養育すること」とされており、**したがって、神社本庁に所属する神社の祀職・家職を継承するために緊急に資格を必要とする者に受講許可することを原則としています。**

二、受講資格

次の条件を満たし、且つ島根県神社庁が**適当と認め**た者に限ります。

権正階：直階を有する者

直階：年齢十八歳以上で、高等学校以上の学校卒業生、又はこれに準ずる学力を有する者

※『神社祭式同行事作法』及び神拝行事(夕拝など)は正座で行いますので、**最低三十分程度の正座が出来ること**が条件となります。

三、開講階位・実施方法

1、開講階位 権正階及び直階

2、実施方法 権正階・・・甲課程・乙課程の二分割とし、**単年・複数年受講が可能。**

※甲、乙全てが修了しないと階位検定申請は出来ない。

直階・・・甲課程・乙課程の二分割とし、**単年・複数年受講が可能。**

※甲、乙全てが修了しないと階位検定申請は出来ない。

※但し、複数年受講の場合は二年以内で、甲・乙の順で受講すること。

四、募集人数

権正階・・・二十名
直階・・・二十名

※受講希望者が定員を越えた場合、入所選考を行いますので、予めご了承ください。

五、選考・受講許可

1、選考方法

書類選考による。

※但し、必要に応じ面接を行う場合もある。

※分割受講中の者及び県内在住者（または県内奉職予定者）を優先的に選考する。

2、受講許可

選考された者に対し受講許可の旨を通知する。（六月下旬を予定）

受講許可通知に併せて、名簿などの関係書類を同封する。

六、宿泊

当講習会は本来全期間合宿制にて開講されるべきですが、諸事情のため通講制により実施しています。従って、遠方の方で通講が困難な者は、各自で宿泊先を確保願います。

※自家用者及び公共交通機関等を利用して、各自通講できる宿泊先を手配してください。

七、合宿

従来であれば甲課程・乙課程それぞれにおいて、合宿（一泊）を一日ずつ実施していますが、本年は諸事情により合宿は行わないこととします。

八、準備品

講習会開催までに次に記載してあるものを準備して下さい。

1、装束類

○白衣 ○白襦袢 ○白帯 ○白作務衣（上下） ○白袴 ○白足袋
○笏（女子はボンボリ） ○白緒草履二足（上履・下履） ○白手ぬぐい
（白ハンカチ）

※白衣は毎日着用するので着替えも用意して下さい。

2、書籍類

○既購入教科書 ○必要な者は各種辞書（電子辞書可）

※当庁で購入した教科書は講習会初日に神社庁にてお渡しします。

3、書道用具

○小筆（小筆は神社庁で購入できます。） ○墨 ○硯（墨池不可）

4、襦装束

○書道用下敷
○男子は白ふんどし・白はちまき・タオル
※ふんどし・はちまきは当庁で購入可。
○女子は、白Tシャツ・白短パン・タオル

※男女共に行衣は貸し出したします。

※タオルは襦装束後の入浴の際に必要となります

5、日用品他

○下着（白・肌色） ○ハンカチ（白） ○傘 ○印鑑 ○筆記用具
○健康保険証 ○開催要項 ○本案内書 ○受講生活の葉
※受講生活の葉・受講生名簿は、入所許可証とともにお送りします。
○その他期間中に必要と思われるもの

九、階位検定及び授与申請経費

講習会終了後、速やかに手続きを行うため、講習会期間中に予め申請書類を提出していただきます。詳細については講習期間中に改めて説明いたします。申請に必要な経費は次の通りです。これらの経費は後日改めて請求いたします。

【権正階】 ※全課程修了予定者のみ

権正階検定料(本庁)	一五、〇〇〇円
〃 (当庁)	〇〇〇円
検定申請用紙代	六六〇円
合 計	二七、六六〇円

【直階】

直階検定料(本庁)	一二、〇〇〇円
〃 (当庁)	〇〇〇円
検定申請用紙代	六六〇円
直階授与料(本庁)	四〇、〇〇〇円
〃 (当庁)	三二、〇〇〇円
授与申請用紙代	六六〇円
合 計	九五、三二〇円

《その他》

- 1、不明な点があれば、事前に島根県神社庁 (tel〇八五三・五三・二一四九) にお問い合わせ下さい。
- 2、頭髮は清潔にし、著しい着色や長髪は厳禁とします。髭を伸ばしている者の受講も認めません。
- 3、受講中、言動問題ある者(セクハラ・パワハラ等)については、以後の受講を中止し、修了証は交付しません。